

(お知らせ)

令和 2 年 5 月 1 日
京都市新型コロナウイルス感染症対策本部
〔 担当：子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 〕
〔 電話：075-746-7625 〕
〔 担当：京都市児童相談所 〕
〔 電話：075-801-2929 〕

全ての保護者が新型コロナウイルスに感染した場合の子どもの受入れについて

新型コロナウイルスの罹患に伴い保護者が入院した場合、同居している子どもについては、親族の方に養育や健康管理等をお願いすることとなりますが、親族等に子どもの養育を依頼できない世帯等も想定されます。

今回、「子育て・教育環境日本一のまち・京都」を推進するため、以下のとおり、受入れについて対応しますのでお知らせします。

記

1 対象期間

令和 2 年 5 月 2 日（土）から当面の間

2 受入先

京都市児童相談所一時保護所

※ 本市職員（保育士）付き添いの下、施設内の他の入所児童が利用するスペースとは別区画の居室で対応します。

3 対象者

全ての保護者が新型コロナウイルスに感染し、監護者がいなくなった子ども

※ ただし、子どもも PCR 検査で陽性の結果が出ている場合は、医療機関への入院等を検討することとなります。

4 受入体制

子ども若者はぐくみ局所属の保育士 14 名による応援体制を構築し、一時保護所での業務及び濃厚接触者への適切な対応等についての研修を実施します。

5 その他

一時保護所の受入人数（現時点では 4 名）を超えた場合は、適宜、他の既存施設の活用等により、対応します。